

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2026 年 6 月 29 日

住友電気工業株式会社

2026 年 6 月 29 日
大阪市中央区北浜四丁目 5 番 33 号

住友電気工業株式会社
代表取締役 井上 浩



当社は、2026 年 6 月 26 日付で、住友理工株式会社（以下「分割会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2026 年 7 月 31 日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うこととしました。会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則（以下「規則」といいます。）第 192 条に定める当社の事前開示事項は下記の通りです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別添の吸収分割契約書をご参照ください。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項について定めがないことの相当性に関する事項（規則第 192 条第 1 号）

本件分割において、当社は分割会社に対して金銭その他の財産の交付は行いません。本件分割は、分割会社が当社の完全子会社であること、及び本件分割によって当社が分割会社から承継する資産と負債の額が同額であり、承継する権利義務が等価値であることから、分割対価を交付しないことは相当であると判断しております。

3. 会社法第 758 条第 8 号に掲げる事項（規則第 192 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項（規則第 192 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 分割会社についての最終事業年度に係る計算書類等の内容（規則第 192 条第 4 号イ）

分割会社は有価証券報告書及び半期報告書を提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」の閲覧サイトよりご覧いただけます。

6. 分割会社についての最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（規則第 192 条第 4 号ロ）

該当事項はありません。

7. 分割会社についての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（規則第 192 条第 4 号ハ）

該当事項はありません。

8. 当社についての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（規則第 192 条第 6 号イ）

当社は、2026 年 5 月 12 日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

(1) 株式分割の概要

①分割の目的

当社株式の投資単位を引き下げることにより、投資家の皆様にとってより投資しやすい環境を整え、投資家層の更なる拡大を図ることを目的としています。

②分割の方法

2026 年 6 月 30 日（火）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式を、1 株に付き 4 株の割合をもって分割します。

③分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式数	793,940,571 株
今回の分割により増加する株式数	2,381,821,713 株
株式分割後の発行済株式総数	3,175,762,284 株
株式分割後の発行可能株式総数	12,000,000,000 株

④分割の日程

基準日公告日	2026 年 6 月 15 日（月）
基準日	2026 年 6 月 30 日（火）
効力発生日	2026 年 7 月 1 日（水）

⑤その他

(ア) 2026 年 3 月期 期末配当金

今回の株式分割は、2026 年 7 月 1 日を効力発生日としていますので、2026 年 3 月 31 日を基準日とする 2026 年 3 月期の期末配当金については、株式分割前の株式が対象となります。

(イ) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際し、資本金の額の変更はありません。

(2) 株式分割に伴う定款の一部変更

①変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき取締役会決議により、2026 年 7 月 1 日をもって、当社定款の一部を下記の通り変更いたします。

②変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更後定款
第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>30 億株</u> とする。	第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は <u>120 億株</u> とする。

③変更の日程

取締役会決議日	2026 年 5 月 12 日（火）
効力発生日	2026 年 7 月 1 日（水）

9. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務の履行の見込みに関する事項（規則第 192 条第 7 号）

当社の 2026 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ約 2,130,700 百万円及び約 1,070,195 百万円であり、資産の額が負債の額を上回っております。また、本件分割により分割会社が当社に承継させる予定の資産の額及び負債の額は同額であり、ともに約 45,088 百万円と見込んでおります。なお、当社において、上記時点から本件効力発生日までに債務の履行に支障を及ぼすような事象は生じておらず、また、見込まれておりません。

また、本件分割の効力発生後についても、当社の財務状況、収益状況及びキャッシュフローの状況について、当社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予想されておりません。

以上より、本件分割後においても当社の負担する債務の履行の見込みには問題がないものと判断いたします。

以 上



吸収分割契約書

住友電気工業株式会社（以下「甲」という。）と住友理工株式会社（以下「乙」という。）は、乙の社債に係る債務（これに関連する契約その他の権利義務を含む。）並びに当該社債の元本及び未払利息に相当する額の金銭その他の財産を甲に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（当事会社の商号及び住所）

本件分割を行う甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

甲：吸収分割承継会社

商号：住友電気工業株式会社

住所：大阪府中央区北浜四丁目5番33号

乙：吸収分割会社

商号：住友理工株式会社

住所：愛知県小牧市東三丁目1番地

第2条（本件分割）

乙は、本契約の定めに従い、本件効力発生日（本契約第6条において定義する。以下同じ。）をもって、吸収分割の方法により、次条記載の権利義務を甲に承継させ、甲はこれを承継する。

第3条（承継する権利義務）

1. 本件分割に基づき甲が乙から承継する権利義務は、本件効力発生日における別紙「承継権利義務明細表」記載の資産、債務、契約その他の権利義務（以下、併せて「本件承継対象資産等」という。）とする。
2. 本件分割に基づく乙から甲に対する債務の承継は、全て免責的債務引受けの方法によるものとし、本件効力発生日以降、乙は、当該債務について、弁済・履行その他一切の責任を免れるものとする。

第4条（分割対価）

甲は、本件分割に際し、乙に対して一切の対価を交付しない。

第5条（吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額）

甲は、本件分割により資本金及び準備金の額を変更しない。

第6条（本件分割の効力発生日）

本件分割の効力発生日（本契約において「本件効力発生日」という。）は、2026年7月31日とする。ただし、本件分割の手続の進行により必要がある場合、甲及び乙は、協議の上本件効力発生日を変更することができる。

第7条（株主総会による承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項の定めに従い、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の定めに従い、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件分割を行う。

第8条（善管注意義務）

乙は、本契約締結後、本件効力発生日に至るまでの間、善良な管理者の注意をもって本件承継対象資産等を管理及び運用しなければならない。乙が本件承継対象資産等に重大な影響を及ぼし得る行為を行おうとするときは、その実施の可否について、あらかじめ甲と協議し、甲の書面による承諾を得なければならない。

第9条（対抗要件の具備等及び費用負担）

1. 甲及び乙は、本件承継対象資産等のうち、その移転又は対抗要件の具備のために、登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、互いに協力して必要となる手続を行う。
2. 前項に定める手続に要する費用（公租公課を含む。）は、甲乙協議の上でその負担を決定する。

第10条（本契約の変更又は解除）

本契約の締結日から本件効力発生日までの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が発生し又は判明した場合、本件分割の実行に重大な支障となりえる事態が発生し又は判明した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議の上、合意により、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の失効）

本契約は、次のいずれかに該当する場合に限り、その効力を失う。

- (1) 甲及び乙が、書面により、その旨を合意した場合。
- (2) 会社法施行規則第197条に定める数の株式を有する株主が、甲に対して会社法第796条第3項に定める通知をした場合において、甲が、本件効力発生日の前日までに、本件分割について株主総会の決議による承認を受けられなかった場合。

第12条（準拠法及び管轄合意）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法によって解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関して紛争が生じたときは、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

第13条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上で決定する。

（以下余白）

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

2026年 6月 26日

大阪府中央区北浜四丁目5番33号

甲 : 住友電気工業株式会社

代表取締役 井上 治



愛知県小牧市東三丁目1番地

乙 : 住友理工株式会社

代表取締役 執行役員社長 清水 和志



承継権利義務明細表

本件分割に基づいて甲が乙から承継する権利義務等は、次の資産、債務及び契約並びにこれらに関する権利義務とする。

1. 資 産

次の各社債の元本債務（本件効力発生日までに弁済したものを除く。）に相当する額の金銭及びこれらの元本債務について本件効力発生日までに発生する未払利息債務（日割計算とする。）相当額の金銭

銘柄	発行額	償還期限
第7回無担保普通社債	15,000百万円	2026年9月4日
第8回無担保普通社債	5,000百万円	2031年9月5日
第9回無担保普通社債	15,000百万円	2027年9月21日
第10回無担保普通社債	3,000百万円	2027年9月1日
第11回無担保普通社債	7,000百万円	2032年9月1日

2. 債 務

上記1. 記載の各社債の元本債務（本件効力発生日までに弁済したものを除く。）及びこれらの元本債務について本件効力発生日までに発生する未払利息債務（日割計算とする。）

3. 契 約

上記1. 記載の各社債に関連して乙が締結している契約、覚書及び協定書等の一切（別添に掲げる契約等を含む。）

4. その他

その他甲及び乙が別途合意したもの

以 上

3. (1)
(2)
(3)
4. (1)
(2)

承継対象契約等

1. 財務代理契約

- (1) 乙と株式会社三井住友銀行との間の 2016 年 8 月 30 日付住友理工株式会社第 7 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）財務代理契約証書
- (2) 乙と株式会社三井住友銀行との間の 2016 年 8 月 30 日付住友理工株式会社第 8 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）財務代理契約証書
- (3) 乙と株式会社三井住友銀行との間の 2017 年 9 月 13 日付住友理工株式会社第 9 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）財務代理契約証書
- (4) 乙と株式会社三井住友銀行との間の 2022 年 8 月 26 日付住友理工株式会社第 10 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）財務代理契約証書
- (5) 乙と株式会社三井住友銀行との間の 2022 年 8 月 26 日付住友理工株式会社第 11 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）財務代理契約証書

2. 買取引受契約

- (1) 乙と大和証券株式会社、SMBC 日興証券株式会社、野村證券株式会社及び三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社との間の 2016 年 8 月 30 日付住友理工株式会社第 7 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）買取引受契約証書
- (2) 乙と大和証券株式会社、SMBC 日興証券株式会社、野村證券株式会社及び三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社との間の 2016 年 8 月 30 日付住友理工株式会社第 8 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）買取引受契約証書
- (3) 乙と大和証券株式会社、SMBC 日興証券株式会社及び三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社との間の 2017 年 9 月 13 日付住友理工株式会社第 9 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）買取引受契約証書
- (4) 乙と大和証券株式会社、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社、野村證券株式会社、東海東京証券株式会社及びみずほ証券株式会社との間の 2022 年 8 月 26 日付住友理工株式会社第 10 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）買取引受契約証書
- (5) 乙と大和証券株式会社、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社、野村證券株式会社、東海東京証券株式会社及びみずほ証券株式会社との間の 2022 年 8 月 26 日付住友理工株式会社第 11 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）買取引受契約証書

3. 業務契約

- (1) 乙と大和証券株式会社、SMBC 日興証券株式会社及び有限責任 あずさ監査法人との間の 2016 年 8 月 23 日付業務契約書
- (2) 乙と大和証券株式会社、SMBC 日興証券株式会社及び有限責任 あずさ監査法人との間の 2017 年 9 月 12 日付業務契約書
- (3) 乙と大和証券株式会社、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社、野村證券株式会社、東海東京証券株式会社、みずほ証券株式会社及び有限責任 あずさ監査法人との間の 2022 年 8 月 24 日付業務契約書

4. 引受事務幹事会社への書簡

- (1) 乙と有限責任 あずさ監査法人、大和証券株式会社及び SMBC 日興証券株式会社との間の 2016 年 9 月 5 日付引受事務幹事会社への書簡
- (2) 乙と有限責任 あずさ監査法人、大和証券株式会社及び SMBC 日興証券株式会社との間の 2017 年 9 月 20 日付引受事務幹事会社への書簡

- (3) 乙と有限責任 あずさ監査法人、大和証券株式会社、三菱 JFJ モルガン・スタンレー証券株式会社、野村証券株式会社、東海東京証券株式会社及びみずほ証券株式会社との間の 2022 年 8 月 31 日付引受事務幹事会社への書簡

